

## 令和7年度福島県立中学校入学者選抜における 自己申告書の提出について

自己申告書を提出しようとする志願者は、以下をよく読んだ上で提出してください。

- 1 自己申告書を提出できるのは、小学校第5学年又は第6学年において、次の①又は②に該当する者です。
  - ① 不登校や本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により欠席日数が1年間で30日以上の方  
（ただし、不登校等による欠席日数が30日未満であっても希望する者は提出することができます。）
  - ② 保健室等登校の日数が1年間で30日以上の方  
（ただし、保健室等登校の日数が30日未満であっても希望する者は提出することができます。）
- 2 提出された自己申告書は、選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱うこととなります。
- 3 自己申告書は、様式欄外の「記入上の注意」をよく読んで記入してください。
- 4 自己申告書に記入後、封筒に入れて厳封の上、志願先の県立中学校長（県立安積中学校にあっては、「県立安積中学校開設事務取扱者」。）あてに親展と封筒に明記し、入学願書等に添付して提出してください。